

## ○住民基本台帳法（抜粋）

（都道府県の審議会の設置）

第 30 条の 40 都道府県に、第 30 条の 6 第 1 項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

（市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等）

第 30 条の 41 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第十七条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行つた場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報（戸籍の附票に記載されている同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項（戸籍の附票の消除を行つた場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれらの事項）並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

（附票本人確認情報の保護）

第 30 条の 44 の 12 前章第 4 節（第 30 条の 37 から第 30 条の 39 までを除く。）の規定は、附票本人確認情報の保護について準用する。この場合において、これらの規定中「受領者」とあるのは「附票情報受領者」と、「受領した本人確認情報等」とあるのは「受領した附票本人確認情報等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 30 条の 40 第 1 項	第 30 条の 6 第 1 項	第 30 条の 41 第 1 項
------------------	-----------------	------------------

## ○住民基本台帳法施行条例（抜粋）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第 30 条の 6 第 1 項に規定する本人確認情報の提供及び利用並びに保護に関し必要な事項を定めるものとする。

（都道府県知事保存本人確認情報の提供を受ける道内の市町村の執行機関及び当該提供に係る事務）

第 2 条 法第 30 条の 13 第 1 項に規定する区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるもの（以下「道内の市町村の執行機関」という。）及び同項に規定する条例で定める事務は、別表第 1 のとおりとする。

（北海道本人確認情報保護審議会）

第 7 条 法第 30 条の 40 第 1 項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会（以下「審議会」という。）の名称は、北海道本人確認情報保護審議会とする。

別表第 1（第 2 条関係）

提供を受ける道内の市町村の執行機関	事務
1 市町村長	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）又は市町村の条例による市町村税その他の同法の徴収金の賦課又は徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
3 市町村長	地方税法による市町村税に関する犯則事件の調査に関する事務であつて規則で定めるもの